

## 第4章 多様な福祉・介護サービス基盤の整備

### 【基本政策】

県全域及び各圏域ごとに、第8期計画期間中に必要な介護サービス量を見込むとともに、団塊の世代が75歳以上となり介護需要の増大が見込まれる令和7年度（2025）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢人口がピークを迎える令和22年度（2040）を見据えて必要な介護サービス量を見込み、適切なサービスの確保に努めます。

また、高齢化が一層進展する中で、高齢者の積極的な社会参加を促し、生き生きと活躍できるよう支援するとともに、重度の要介護状態や一人暮らし高齢者世帯、あるいは認知症等の状態になっても、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制を推進します。

さらに、居住の場としての高齢者向け住宅や、在宅での生活が困難な緊急性の高い要介護高齢者に対する介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の確保など、多様な福祉・介護サービス基盤の整備を計画的に推進します。

### 1 元気高齢者の活躍支援

活力ある健康長寿社会を実現するために、高齢者が能力や経験を活かし、地域の「支え手」として生き生きと活躍できるよう、高齢者の社会参加の機会を創出するとともに、すべての高齢者が自分に合った社会参加の機会を得られるよう支援し、「高齢者が活躍しやすい社会」、「社会参加・社会貢献の場が充実した社会」、「働く意欲や能力を発揮できる社会」を目指します。

#### 【具体的な取組】

- 総合的な情報発信等を通じて、高齢者が社会で活躍するためのきっかけづくりや、県民意識の醸成を図ります。
- 男性高齢者と地域との関わりが十分でないことから、男性高齢者の外出する機会等の創出を図り、社会参加を支援します。
- 諸活動の基本となる健康づくりや健康維持、また地域の高齢者の健康づくりリーダーとしての活動を支援します。
- 高齢者が様々な活動に積極的に参加し、安心して打ち込めるよう、防犯・交通安全等、安心・安全な生活環境の整備を推進します。
- 高齢者へ生涯学習やスポーツの機会を提供し、毎日を心豊かに過ごせるよう支援します。
- 高齢者が諸活動に関する幅広い情報を取得しやすい環境や、意欲を持って活動に参加できる仕組みを整備します。
- 地域住民が支え合う体制づくりを構築し、高齢者が「地域の支え手」として積極的に活動に参加し、活躍できる社会づくりに取り組みます。
- 働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、働くことができるよう就業・創業を支援

します。

- 高齢者がeスポーツやオンライン講座等に慣れ親しみ、積極的に参加するための取組を支援することで、高齢者の社会参加の促進や、生活の質の向上を図ります。
- 高齢者の生活スタイルに合わせた移動が可能となる環境を整えるための取組を推進します。

[ぐんまはばたけポイント制度(\*13)目標数]

区分	令和元年度末(2019)実績	令和5年度末(2023)目標
実施市町村数	11市町村	18市町村

[ぐんまちょい得シニアパスポート(\*14)目標数]

区分	令和元年度末(2019)実績	令和5年度末(2023)目標
協賛店舗数	1,966店舗	2,300店舗

## 2 令和7年度(2025)及び令和22年度(2040)の介護サービスの推計

### (1) 令和7年度(2025年)及び令和22年度(2040年)の介護サービスの推計

令和7年度(2025)及び令和22年度(2040年)の介護サービスの推計は、以下の流れにより各市町村が見込んだものを集計したものです。

- ①被保険者数は、各市町村が保有する将来人口推計等を活用して推計しています。
- ②認定者数や介護サービスの見込み量は、現状から想定されるサービスの見込みに加え、施設整備計画や在宅サービスの充実等、地域包括ケアシステムの構築に向け、第8期計画期間中の市町村が行う施策の効果を想定して推計しています。

\*13 介護保険制度を活用して市町村が行う「介護支援ボランティアポイント制度」(地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を「ポイント」として評価し、そのポイントを介護保険料の支払い等に充てることができる仕組み)を基本として、本県独自の仕組みを付加した制度。

\*14 県内在住の65歳以上高齢者の希望者に、「ぐんまちょい得シニアパスポート」を配布し、協賛店において提示することで、割引などの優遇措置を受けられる制度。

(推計の流れイメージ)

**A 人口及び被保険者数の推計**

国勢調査を元にした「日本の地域別将来推計人口」または各市町村独自の推計人口を踏まえて推計



**B 要介護（支援）認定者数の推計**

- (1) Aの人口及び被保険者数の推計と現状の認定状況を踏まえて自然体推計
- (2) 自然体推計した認定者数に、認定状況の推移、市町村ごとの第8期計画における施策の効果見込みを反映して推計



**C 施策・居住系サービスの見込量の推計**

- (1) Bの要介護（支援）認定者数の推計及びサービスごとの給付実績（利用者数、利用回（日）数及び給付費のH30、R1及びR2実績）から自然体推計
- (2) 利用者数については、市町村ごとの将来の世帯状況や今後の動向等を見据えた第8期計画におけるサービス提供体制の構築方針等を踏まえて推計



**D 在宅サービス等（施設・居住系を除くサービス）の見込量の推計**

- (1) Bの要介護（支援）認定者数の推計及びサービスごとの給付実績（利用者数、利用回（日）数及び給付費のH30、R1及びR2実績）から自然体推計
- (2) 利用者数については、市町村ごとの第8期計画における施策の効果見込みを反映して推計



**E 地域支援事業の見込量の推計**

訪問介護・通所介護相当サービス等については、利用者数・事業費の実績（H30及びR1）及びその他の事業費から推計。その他の事業については、事業費の実績（H30、R1及びR2実績）に第8期計画における各サービスの方向性等を踏まえて推計

## (2) 各年度における被保険者の状況の見込み

### ①被保険者数の推計

令和5年度(2023)には、本県の第1号被保険者数(65歳以上人口)は約58.5万人になると見込まれています。

[被保険者数の年次別推移]

(単位:千人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1号被保険者(65～74歳以上)	279.6	270.6	261.0	242.1	260.5
(75歳以上)	302.4	313.2	324.3	345.6	348.0
第2号被保険者(40～64歳)	646.9	643.8	640.6	633.4	507.4
計	1228.9	1227.6	1225.9	1221.1	1115.9

注：介護保険事業計画の策定に際して、各市町村が算出した人数の合計

### ②要介護者等の数の推計

令和5年度(2023)には、要介護者等の数が約10万8千人になると見込まれています。

[要介護者等数の年次別推移]

(単位:千人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要介護者等数	104.0	106.4	108.7	113.4	137.1
要支援1・2及び要介護1の認定者数	46.3	47.4	48.4	50.4	58.5
要介護2～5の認定者数	57.7	59.0	60.3	63.0	78.6

注：介護保険事業計画の策定に際して、各市町村が算出した人数の合計

### (3) 介護サービス量の見込み

介護サービス量の見込みは、次のとおりです。なお、この見込み量は、市町村介護保険事業計画の見込み量を集計したものです。

#### ①介護給付対象サービスの量の見込み

(単位:回、日、人、千円/年間)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1)居宅サービス						
①訪問介護	回数	2,935,741	2,992,794	3,034,766	3,145,820	4,006,800
②訪問入浴介護	回数	41,455	42,570	43,386	44,204	56,802
③訪問看護	回数	903,059	941,354	963,360	998,062	1,267,492
④訪問リハビリテーション	回数	156,853	163,722	169,344	174,827	221,117
⑤居宅療養管理指導	人数	10,450	10,823	11,059	11,420	14,682
⑥通所介護	回数	4,039,228	4,197,721	4,329,019	4,490,652	5,686,080
⑦通所リハビリテーション	回数	657,380	668,306	683,803	706,452	872,678
⑧短期入所生活介護	日数	902,759	939,425	962,166	977,101	1,205,587
⑨短期入所療養介護	日数	81,954	83,779	86,153	90,634	116,743
⑩特定施設入居者生活介護	人数	2,941	3,169	3,360	3,494	4,104
⑪福祉用具貸与	給付費	4,176,007	4,336,559	4,458,339	4,594,463	5,902,350
⑫特定福祉用具販売	給付費	125,724	128,876	132,057	138,465	177,160
(2)地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	354	371	398	411	517
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	回数	100,865	104,092	106,984	110,179	136,654
④小規模多機能型居宅介護	人数	2,124	2,189	2,249	2,310	2,851
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	3,197	3,261	3,382	3,504	4,257
⑥地密型特定施設入居者生活介護	人数	50	50	55	80	100
⑦地密型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,701	1,853	1,925	2,078	2,536
⑧看護小規模多機能型居宅介護	人数	330	352	368	375	463
⑨地域密着型通所介護	回数	673,576	690,378	705,520	726,916	892,908
(3)住宅改修	給付費	370,994	383,532	393,932	412,239	529,887
(4)居宅介護支援	人数	44,064	45,338	46,432	48,070	60,129
(5)介護保険施設サービス						
①介護老人福祉施設	人数	10,450	10,552	10,707	11,407	13,498
②介護老人保健施設	人数	6,359	6,284	6,314	6,858	8,229
③介護医療院	人数	454	489	733	884	1,109
④介護療養型医療施設	人数	106	106	42	-	-

## ②介護予防給付対象サービスの量の見込み

(単位:回、日、人、千円/年間)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1)介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	回数	620	620	620	682	738
②介護予防訪問看護	回数	174,497	180,199	184,636	191,152	213,248
③介護予防訪問リハビリテーション	回数	33,030	34,528	35,705	36,990	41,311
④介護予防居宅療養管理指導	人数	527	540	547	570	649
⑤介護予防通所リハビリテーション	人数	2,855	2,906	2,964	3,070	3,416
⑥介護予防短期入所生活介護	日数	11,056	11,322	11,509	12,152	14,155
⑦介護予防短期入所療養介護	日数	1,891	1,946	1,944	2,143	2,347
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	人数	395	415	435	452	486
⑨介護予防福祉用具貸与	給付費	510,380	527,421	538,599	559,160	641,355
⑩特定介護予防福祉用具販売	給付費	39,735	41,514	42,481	44,403	53,315
(2)地域密着型介護予防サービス						
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	1,680	1,760	1,787	1,865	2,141
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	194	201	212	221	251
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	9	10	10	10	11
(3)住宅改修	給付費	235,697	241,934	246,982	265,599	339,005
(4)介護予防支援	人数	10,220	10,503	10,807	11,205	12,736

### (4) 介護保険事業費の見込み

介護保険サービスに係る給付費(総費用から利用者負担を除いた額)の見込み、及び地域支援事業にかかる費用の見込みは、次のとおりです。

なお、この見込みは、市町村介護保険事業計画の見込み額を集計したものです。

### ①介護給付対象サービス

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	77,907,138	80,886,229	83,266,323	86,066,426	108,375,466
地域密着型サービス	28,573,418	29,683,291	30,679,138	31,976,277	39,311,155
施設サービス	56,548,963	56,762,694	58,082,035	62,555,117	74,774,426
計	163,029,519	167,332,214	172,027,496	180,597,820	222,461,047

### ②介護予防給付対象サービス

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	3,621,418	3,725,543	3,817,954	3,970,872	4,502,368
地域密着型サービス	187,433	197,091	205,787	212,757	244,827
計	3,808,851	3,922,634	4,023,741	4,183,629	4,747,195

③地域支援事業

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総合事業費	5,983,083	6,105,482	6,223,145	6,061,852	6,044,263
包括的支援事業・任意事業費	3,640,892	3,701,902	3,718,734	3,685,569	3,779,761
計	9,623,975	9,807,384	9,941,878	9,747,421	9,824,024

(5) 第1号被保険者の介護保険料(基準額:月額)

各市町村における計画期間(令和3～5年度(2021～2023))の介護保険料(基準額)の県平均月額(\*15)は※集計中円となっています。また、令和7年度(2025)には※集計中円程度になると試算されています。

なお、令和7年度(2025)の試算額は、市町村による試算額の平均値です。(\*16)

\*15 県平均月額は、各市町村被保険者数に月額保険料額を乗じて足上げたものを全市町村の被保険者数で割り返したもの(加重平均)。

\*16 令和7年度の保険料は、現時点での推計を参考掲載したものであり、大幅に変更する可能性がある。

### 3 介護保険サービスの整備計画

(1) 計画期間（令和3～5年度(2021～2023)）における整備方針・整備計画

#### ①居宅サービス・地域密着型(介護予防)サービス(特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設を除く)

在宅の要介護（支援）者を支えていくため、各市町村が策定する介護保険事業計画を踏まえ、必要となるサービス量の確保に努めます。

また、地域密着型サービスは、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等、「地域包括ケアシステム」を構築する上で重要なものであり、その整備について市町村担当者を対象とする研修会を行うこと等で市町村への積極的支援を行います。

なお、介護保険又は障害福祉の両方のサービスを実施できる「共生型サービス」について、地域の実情に応じて導入が進むよう支援します。

#### ②介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

高齢化が急速に進む中で、核家族化の進行等による家庭の状況により、在宅での介護が難しくなっているケースが多くなっています。そのため、特別養護老人ホームについては、中重度者の受け入れ施設として特化しながら、各地域の実態を十分に踏まえた上で、住み慣れた地域で生活を継続でき、施設所在地の住民の入居が原則となる地域密着型特別養護老人ホームの整備を行います。

なお、社会福祉法人が運営する公的な性格が強い施設であることから、その専門的な知識やノウハウを活かしながら、地域に暮らす高齢者の見守りや生活支援サービス等を担っていくことが期待されています。

また、令和2年(2020)6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、事業の連携・協働化の新たな選択肢として、社会福祉連携推進法人に関する事項が新設されたことも踏まえて、今後、合併や事業譲渡等を含めた事業・組織の再編等を視野に入れた検討も必要となります。

#### 【整備に当たっての考え方】

- 中重度者の受入れ施設として特化しながら、在宅での生活が困難な高齢者が、早期に入所できるよう、各地域の実態を十分に踏まえた上で、必要な整備を進めます。
- 住み慣れた地域で施設サービスを受けられるよう、地域密着型特別養護老人ホームの整備を進めます。その際には、本体施設と連携したサテライト型施設の活用についても検討します。
- 広域型特別養護老人ホームの整備については、特別養護老人ホームの主な対象者となる80歳以上人口は2035年をピークに減少に転ずることが推計されており、入居申込者数が減少していることも踏まえ、第8期計画においては、原則、県所管分については整備を控えることとします。
- 入所者及びその家族等の意向を尊重しながら、看取りに関する理解と体制の整備を促進します。



- ユニット型個室の整備と併せて、地域の実情に応じた従来型多床室の整備も進めます。
- 多床室にあっては、ベッドとベッドの間に間仕切りを設けるなど、プライバシーにも十分配慮した設備の普及に努めます。

■整備目標数（入所定員）

ア 特別養護老人ホーム（広域型＋地域密着型）

	令和2年度末 の定員数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
県合計	12,706	177	265	168	610	13,316
広域型計	10,996	90	120	90	300	11,296
地域密着型計	1,710	87	145	78	310	2,020

【内訳】

(ア) 広域型特別養護老人ホーム

圏域名	令和2年度末 の定員数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
県全体	10,996	90	120	90	300	11,296
前橋	1,805		30		30	1,835
高崎安中	2,190	90	90	90	270	2,460
渋川	740					740
藤岡	420					420
富岡	559					559
吾妻	356					356
沼田	626					626
伊勢崎	1,163					1,163
桐生	1,105					1,105
太田館林	2,032					2,032

区分（再掲）	令和2年度末 の定員数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
群馬県所管	7,401					7,401
中核市所管	3,595	90	120	90	300	3,895
（うち前橋市分）	1,805		30		30	1,835
（うち高崎市分）	1,790	90	90	90	270	2,060

## (イ) 地域密着型特別養護老人ホーム

圏 域 名	令和2年度末 の 定 員 数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
県 全 体	1,710	87	145	78	310	2,020
前 橋	155					155
高 崎 安 中	827	58	87	58	203	1,030
渋 川	0					0
藤 岡	0					0
富 岡	61	29			29	90
吾 妻	78					78
沼 田	121					121
伊 勢 崎	69			20	20	89
桐 生	118					118
太 田 館 林	281		58		58	339

区分 (再掲)	令和2年度末 の 定 員 数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
群馬県所管	748	29	87	20	136	884
中核市所管	962	58	58	58	174	1,136
(うち前橋市分)	155					155
(うち高崎市分)	807	58	58	58	174	981

### ③介護老人保健施設

要介護高齢者の心身の状況に応じて、適切な医療、看護・介護、リハビリテーション等を提供することにより、心身機能の維持回復を図り、できる限り住み慣れた地域での生活が維持出来るよう、要介護者の状況や施設整備率等を勘案し、地域包括ケアシステムの構築や地域の実情を踏まえた適切な支援を行うよう努めます。

#### 【整備に当たっての考え方】

- 介護老人保健施設の本来の機能である在宅復帰支援機能・在宅療養支援機能の強化を念頭に、必要な整備を行います。
- 介護医療院とともに療養病床等からの転換の受け皿として、介護老人保健施設に関する情報提供及び助言等に努めます。

#### ■整備目標数（入所定員）

圏 域 名	令和2年度末 の定員見込数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
県 全 体	6,665			150	150	6,815
前 橋	1,044					1,044
高 崎 安 中	1,685			150	150	1,835
渋 川	540					540
藤 岡	230					230
富 岡	350					350
吾 妻	180					180
沼 田	367					367
伊 勢 崎	549					549
桐 生	620					620
太 田 館 林	1,100					1,100

区分（再掲）	令和2年度末 の 定 員 数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
群馬県所管	4,183					4,183
中核市所管	2,482			150	150	2,632
（うち前橋市分）	1,044					1,044
（うち高崎市分）	1,438			150	150	1,588

注：計画期間（令和3年度～5年度）における整備目標数には、介護療養型医療施設等からの転換分を含んでいない。

### ④介護医療院

介護医療院は、平成29年(2017)6月の法改正により、新たに設けられた介護保険施設です。今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設となります。

【整備に当たっての考え方】

- 要介護高齢者の伸び率、医療機関からの退院患者の動向、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の整備状況等を踏まえ、整備を行います。
- 療養病床等からの転換を考慮し、介護医療院に関する情報提供及び助言等に努めます。

■整備目標数（入所定員）

圏 域 名	令和2年度末 の定員見込数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
県 全 体	543	39	146	103	288	831
前 橋	26	39		5	44	70
高 崎 安 中	34			50	50	84
渋 川	0					0
藤 岡	0		30		30	30
富 岡	257					257
吾 妻	47					47
沼 田	0		116		116	116
伊 勢 崎	0					0
桐 生	34					34
太 田 館 林	145			48	48	193

区分（再掲）	令和2年度末 の定員数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
群馬県所管	498		146	48	194	692
中核市所管	45	39		55	94	139
（うち前橋市分）	26	39		5	44	70
（うち高崎市分）	19			50	50	69

注：計画期間（令和3年度～5年度）における整備目標数には、介護療養型医療施設等からの転換分を含む。

⑤介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は令和5年度末(2023)で廃止されることになっていますが、現に療養病床に入院している方が必要なサービスを受け続けることができるよう、介護老人保健施設や介護医療院等への転換などの再編成に取り組みます。

【再編成に当たっての考え方】

- 介護療養型医療施設に対する各種情報提供及び助言等に努め、再編成に取り組みます。

⑥特定施設入居者生活介護

要介護者の増加や家庭の状況により、在宅での介護が難しくなっているケースが多くなっているため、高齢者が適切な生活支援や介護を受けながら生活することのできる施設が求められています。

地域の実情と高齢者の多様なニーズに対応した施設を整備するため、介護専用型特定施

設及び混合型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定を行います。

【指定に当たっての考え方】

- 各市町村が策定する介護保険事業計画を踏まえて、特定施設の利用希望者数や介護保険施設の整備状況等を考慮して指定を行います。

■介護専用型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定

介護専用型特定施設については、沼田圏域及び太田館林圏域での指定を予定しています。

圏 域 名	令和2年度末(2020)の定員数	令和5年度末(2023)の定員数
県 全 体	192 (50)	262 (70)
前 橋	0	現状維持
高 崎 安 中	122	現状維持
渋 川	0	現状維持
藤 岡	0	現状維持
富 岡	0	現状維持
吾 妻	0	現状維持
沼 田	0	50
伊 勢 崎	0	現状維持
桐 生	20	現状維持
太 田 館 林	50 (50)	70 (70)

区分（再掲）	令和2年度末(2020)の定員数	令和5年度末(2023)の定員数
群馬県所管	102 (50)	172 (70)
中核市所管	90	現状維持
（うち前橋市分）	0	現状維持
（うち高崎市分）	90	現状維持

注1：介護専用型特定施設とは、原則として要介護者のみが入居できる特定施設です。  
注2：カッコ内は、地域密着型特定施設（内数）です。

■混合型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定上限数

混合型特定施設については、次のとおり必要利用定員総数（指定上限数）を設定します。

対象となる施設種別は、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）及び軽費老人ホームです。

なお、養護老人ホームについても、混合型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定を受けることにより、入所者に対して介護サービスを提供することができます。このことは、施設や入所者への影響が大きいため、養護老人ホームについては必要利用定員総数（指定上限数）を設けず、市町村との調整が図られたものについて指定することとします。

[設定項目]

設 定 項 目	設 定 内 容
必要利用定員総数に占める要介護者の推定利用定員総数の割合	60% (県平均)

[指定上限数]

圏 域 名	要介護者の推定利用定員総数 (A)						必要利用定員総数 (指定上限数) (自立・要支援を含む) (A/60%)					
	令和2 年度末	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	計	令和5 年度末	令和2 年度末	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	計	令和5 年度末
県 全 体	2,290	369	156	102	627	2,917	3,822	616	260	170	1,046	4,868
前 橋	408	96	48		144	552	680	160	80		240	920
高崎安中	754	78	78	84	240	994	1,258	130	130	140	400	1,658
渋 川	47	11			11	58	79	18			18	97
藤 岡	21	36			36	57	35	60			60	95
富 岡	144	130			130	274	240	218			218	458
吾 妻	51					51	85					85
沼 田	231					231	386					386
伊 勢 崎	127		30	18	48	175	213		50	30	80	293
桐 生	71					71	119					119
太田館林	436	18			18	454	727	30			30	757

区 分	要介護者の推定利用定員総数 (A)						必要利用定員総数 (指定上限数) (自立・要支援を含む) (A/60%)					
	令和2 年度末	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	計	令和5 年度末	令和2 年度末	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	計	令和5 年度末
群馬県所管	1,176	195	30	18	243	1,419	1,966	326	50	30	406	2,372
中核市所管	1,114	174	126	84	384	1,498	1,856	290	210	140	640	2,496
(うち前橋市分)	408	96	48		144	552	680	160	80		240	920
(うち高崎市分)	706	78	78	84	240	946	1,176	130	130	140	400	1,576

⑦認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量の確保ができるよう、市町村の指定等への支援を行います。

■整備目標数(利用定員)

圏 域 名	令和2年度末 の 定 員 数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
県 全 体	3,226	64	99	90	253	3,479
前 橋	486	18	18		36	522
高崎安中	825	27	36	36	99	924
渋 川	153					153
藤 岡	135					135
富 岡	180					180
吾 妻	171		9	18	27	198
沼 田	170			18	18	188
伊 勢 崎	261					261
桐 生	279					279
太田館林	566	19	36	18	73	639

区 分	令和2年度末 の 定 員 数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
群馬県所管	2,065	19	54	54	127	2,192
中核市所管	1,161	45	45	36	126	1,287
(うち前橋市分)	486	18	18		36	522
(うち高崎市分)	675	27	27	36	90	765

### ⑧小規模多機能型居宅介護

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量の確保ができるよう、市町村の指定等への支援を行います。

#### ■整備目標数(利用定員)

圏 域 名	令和2年度末 の登録定員数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
県 全 体	2,991	25	29	29	83	3,074
前 橋	495		29		29	524
高 崎 安 中	810					810
渋 川	108	25			25	133
藤 岡	83					83
富 岡	108					108
吾 妻	87					87
沼 田	204					204
伊 勢 崎	305					305
桐 生	215					215
太 田 館 林	576			29	29	605

区 分	令和2年度末 の登録定員数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
群馬県所管	1,852	25		29	54	1,906
中核市所管	1,139		29		29	1,168
(うち前橋市分)	495		29		29	524
(うち高崎市分)	644					644



### ⑨看護小規模多機能型居宅介護

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量の確保ができるよう、市町村の指定等への支援を行います。

#### ■整備目標数(利用定員)

圏 域 名	令和2年度末 の登録定員数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
県 全 体	315		29		29	344
前 橋	29					29
高 崎 安 中	116					116
渋 川	0					0
藤 岡	0					0
富 岡	0					0
吾 妻	0					0
沼 田	29					29
伊 勢 崎	29		29		29	58
桐 生	58					58
太 田 館 林	54					54

区 分	令和2年度末 の登録定員数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
群馬県所管	170		29		29	199
中核市所管	145					145
(うち前橋市分)	29					29
(うち高崎市分)	116					116

## ⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護

新たな整備の予定はありません。サービス供給量の維持ができるよう、市町村への支援を行います。

### ■整備目標数(箇所数)

圏 域 名	令和2年度末 の整備箇所数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
県 全 体	15					15
前 橋	3					3
高 崎 安 中	6					6
渋 川	2					2
藤 岡	0					0
富 岡	0					0
吾 妻	0					0
沼 田	1					1
伊 勢 崎	1					1
桐 生	1					1
太 田 館 林	1					1

区分(再掲)	令和2年度末 の整備箇所数	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計	令和5年度末 の整備目標数
群馬県所管	6					6
中核市所管	9					9
(うち前橋市分)	3					3
(うち高崎市分)	6					6

## (2) 施設における生活環境の改善・安全性の確保

施設においては、入所者の意思及び人格を尊重しながらその自立を支援するとともに、高齢者が尊厳を保って心豊かな暮らしができるよう生活環境の整備や、世代間交流・地域行事への参加など地域に開かれた施設とすることが求められており、各施設におけるこれらの取組を促します。

### 【具体的な取組】

- 地域住民の交流の場としての活用やボランティアとの協働など、地域福祉の中心的役割を担うための取組の促進を図ります。
- 建設後の経過年数や耐震性を勘案して、施設の改修、改築について支援を行います。
- ユニット型施設においては、施設の特性を十分に生かしながら、入所者一人一人の状態に合わせたサービスを提供できるよう、「ユニットケア」の理解促進に努めます。
- 多床室では、ベッドとベッドの間に間仕切りを設けるなど、入所者のプライバシーにも十分配慮した設備の普及を図ります。

- 平成27年(2015)4月から施行された改正後の消防法施行令等に基づき、スプリンクラーの設置等に対する指導・支援を行います。

## 4 介護サービスの質の確保

### (1) 介護サービス情報の公表等

高齢者や家族が介護サービス事業者を自ら選択することを支援するとともに、利用している介護サービス事業者の状況が確認できるよう、介護保険サービスの内容や運営状況に関する客観的な事業者情報を提供します。

#### 【具体的な取組】

- 「介護サービス情報の公表制度」により標準化された客観的な項目について、インターネットにより定期的に公表します。
- 公表された介護サービス情報が県民に活用されるよう公表制度の周知に努めます。
- 介護サービス情報の公表制度以外の情報提供について、検討を行います。
- 関係団体が行う情報提供体制（特別養護老人ホーム等の待機者・空室情報提供システム等）を支援し、県民への情報提供に努めます。

#### [介護サービス情報の公表制度目標]

区分	令和元年度（2019） 実績	令和5年度（2023） 目標
アクセス数	64,462件	70,000件

### (2) 事業者への指導

介護保険サービスの利用者が安心して適切な介護サービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対する指導・監査を強化し、介護保険制度の信頼性の確保や利用者保護に努めます。

また、介護サービス事業者の指定等を行っている中核市や他の市町村における事業者への指導等について支援を行います。

#### 【具体的な取組】

- 介護サービス事業者の適切な指定や指定の更新を行います。
- 介護サービス事業者に対し定期的な実地指導を行い、基準が遵守されているか確認するとともに、不適正な請求の防止とサービスの質の向上を目的とする指導を行います。また、増加傾向にある高齢者向け住宅併設の居宅サービス事業所等に対して重点的に実地指導を実施し、適正な運営について指導を行います。
- 介護サービス事業者に対する集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、動画配信による実施など、新たな手法を検討します。実施に当たっては、ポイントを絞って効率的・効果的な指導を行うほか、中核市や市町村との連携に努めます。
- 介護サービス事業者に対し、従業者による高齢者の虐待を防止するための体制整備や虐

待の早期発見、適切な初動対応が行われるよう指導、啓発を行います。また、万一、虐待が発生した場合は、市町村と連携して迅速に被害高齢者の安全確保を最優先に考え、適切な対策を講じます。

- 中核市や他の市町村が行う事業者への指導等について、助言や実地指導への同行などの支援を行います。

### (3) 介護職員等によるたんの吸引等の適正な実施

一定の研修を受けた介護職員等は、平成24年(2012)4月から一定の基準を満たす事業者において、たんの吸引等(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養)を実施できることになりました。

たんの吸引等を必要とする利用者が適切なサービスを受けられるよう、引き続きその提供体制の整備を図ります。

#### 【具体的な取組】

- 法令等に基づき、介護職員等への認定証の交付、事業者の登録、研修機関の登録を行います。

## 5 高齢者の住まいの確保と住環境整備

### (1) 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く)

高齢化の進展や要介護者の増加に伴い、有料老人ホームが増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっています。

高齢者の権利擁護やサービスの質の確保を図るため、適切な指導・監督に努めます。また、防火等の安全対策を強化し、入居者の安全性を確保します。

さらに、設置状況等の情報を積極的に市町村に情報提供し、情報の共有を図ります。

#### 【具体的な取組】

- 施設運営事業者や職員に対する研修等を行うとともに、必要に応じ、施設に対する立入検査等を行い、サービスの質の向上に取り組めます。
- 入居者の福祉の向上を図るため、未届施設に対する実態把握及び届出指導に努めます。
- 平成27年(2015)4月から施行された改正後の消防法施行令等に基づき、スプリンクラーの設置などを働きかけます。

[有料老人ホームの定員見込数]

圏 域 名	令和2年度末 の定員数(見込)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度末 見 込 数
県 全 体	10,068	170程度	170程度	170程度	10,578程度

注：定員見込数等は開所済定員見込

### (2) サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く)

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が安心して住むことができるよう、状況把握サービスと生活相談サービスが提供され、バリアフリー構造を備えた賃貸住宅です。

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者のニーズが介護も含めて多様化する中、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域生活の最も基本的な基盤である高齢者の住まいにおいても、サービスの質の維持・向上に向け、適切な指導・監督に努めます。

また、設置状況等を積極的に市町村へ情報提供することにより、情報共有を図ります。

#### 【具体的な取組】

- 施設運営事業者に対する研修等を行うとともに、住宅部局と連携し、法令や群馬県独自の運営指導指針・設計指針で登録基準を強化し、当該指針に基づく指導及び施設に対する立入検査等を行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上に取り組みます。

[サービス付き高齢者向け住宅の住戸見込数]

圏 域 名	令和2年度末 の住戸数(見込)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度末 見込数
県 全 体	4,796	30程度	30程度	30程度	4,886程度

注：住戸見込数等は開所済住戸見込

### (3) 多様な住まいの確保

一人暮らしの高齢者や独立して生活することに不安のある高齢者世帯が安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の多様なニーズにかなった住宅やサービスを選択できるように、高齢者の住まいに対する需要に的確に対応するとともに、高齢者が地域とのつながりをもって生活できる住環境の確保に取り組みます。

#### 【具体的な取組】

- 高齢者向け、高齢者同居世帯向けの公営住宅の供給を促進し、公営住宅の既存ストックや県営住宅用地を活用した高齢者居宅生活支援施設等(\*17)の併設を検討します。
- スマートウェルネス住宅(\*18)等推進事業による住まいづくり・まちづくりの取組を支援します。
- 群馬県空き家利活用等推進協議会との連携により、一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)の「マイホーム借上げ制度」を活用して、生活支援サービスが充実している地域など高齢者が希望する住まいへの住み替えや子世帯との同居・近居を支援します。
- 県営住宅に入居している高齢単身者世帯を中心に、保健師等の個別訪問による健康相談や安否確認を目的とした見守りサービスの実施を推進します。
- 群馬県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度(不動産担保型生活資金)等を周知し、リバースモーゲージ制度の活用を推進を図ります。

\*17 居宅において介護保険制度等の包括的な制度によらない生活支援サービスを含む保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業の用に供する施設

\*18 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、周辺に介護・医療・予防・生活支援のサービスを提供する施設、見守り体制が整備され、安心して健康に暮らすことができる住宅

#### (4) 住宅のバリアフリー化

高齢者や障害者だけではなく、「できるだけ多くの人利用可能」であり、「バリアを最初からつくり込まない」という「ユニバーサルデザイン」の基本的な考え方に基づき、誰もが暮らしやすい住宅について、普及・啓発及びNPO・ボランティア団体等との協働による整備支援を推進し、介助のしやすさ、移動の容易性等に配慮した、高齢者に適した住宅の整備を促進するとともに、住宅のユニバーサルデザイン化を促進します。

##### 【具体的な取組】

- 高齢者が安全に、安心して暮らせる住まいの確保のため、公営住宅のバリアフリー化を推進します。

#### (5) 住宅に関する相談・情報提供

県民からの住宅に関する様々な相談に的確に対応し、県民が必要とする情報を迅速に提供できるよう、高齢者の住まいに関する相談窓口を整備し、住まいに関する情報提供の推進を図ります。

##### 【具体的な取組】

- 群馬県住宅供給公社内の「ぐんま住まいの相談センター」において、情報提供を行うとともに、住宅に関する様々な相談に応じ、高齢者等の居住の安定確保を支援します。
- 高齢者の居住安定確保のため、群馬あんしん賃貸ネットやセーフティーネット住宅情報提供システムにおいて、高齢者でも入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介します。
- 保証人不要の民間賃貸住宅の普及を図るため、不動産団体等への保証会社利用促進の依頼を行います。
- 万が一の場合に身元引き受けを行っているNPO団体等の発掘、紹介を行います。

## 6 養護老人ホーム・軽費老人ホームの整備

養護老人ホームや軽費老人ホームは、経済的理由や家庭環境により、居宅での生活が困難な高齢者を受け入れる施設であるとともに、社会福祉法人等、公的な法人が運営する施設として、高齢者が安心して生活できる住まいを提供しています。

養護老人ホームは、精神障害者、薬物・アルコール使用障害者、刑務所出所者など、地域の中で生活することが困難な高齢者のためにも重要な役割を担っています。現状では定員を下回っている施設も多く、その機能を十分に活用できているとは言えない状況にあり、入所対象となる高齢者の把握と、入所が必要な方の確実な措置が求められています。また、契約入所（養護老人ホームと個別に入所契約をして入所する方法。設定された一定の利用料を支払う。）の取り組みも進めており、養護老人ホームの機能強化を図っています。

軽費老人ホームについては、特別養護老人ホームが中重度者の受入れ施設として特化する中、要介護度が比較的低い方の受け皿として期待されています。そのため、公的な役割を担う社会福祉施設として、介護需要にも十分に対応できるような体制の整備が必要とされています。

また、これまでA型、B型、ケアハウスの三類型が併存してきましたが、今後はケアハウスに一本化する観点から、現に存するA型（経過的軽費老人ホーム）については、建て替えの機会などに順次「ケアハウス」に移行していくこととします。

なお、本県における施設整備状況は、養護老人ホーム、軽費老人ホームともに65歳以上人口10万人あたりの定員数が近県で最も多いことから、基本的には現状の定員を維持しながら、地域の実情に応じて弾力的な対応を行うこととします。

**【具体的な取組】**

- 入所対象となる高齢者の把握と措置が円滑に行われるよう、養護老人ホームのあり方について市町村と協議を進めます。
- 定員については、現状維持を基本としつつ、過疎化が深刻な一部地域における高齢者の住まいや雇用確保の観点での取組を支援するため、必要に応じて弾力的な対応を行います。
- 入所者の要介護状態に合わせた「特定施設入居者生活介護」の指定を進めます。
- 老朽化施設の大規模修繕・改築支援を行います。

[養護老人ホーム整備目標数]

区 分	令和2年度末(2020)現在	令和5年度(2023)整備目標
養護老人ホーム	930床	現状程度

[軽費老人ホーム整備目標数]

区 分	令和2年度末(2020)現在	令和5年度(2023)整備目標
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1,676床	現状程度
軽費老人ホーム（A型）	210床	現状程度

**7 低所得高齢者対策の推進**

介護保険サービスの利用者負担額について、市町村が行う各種の低所得者対策（利用者負担対策）を支援します。

また、要介護度は低いものの見守り等が必要なため、居宅での生活が困難な低所得の高齢者が軽費老人ホームに入所するに当たっての支援を行うほか、低所得の世帯であっても入居可能な低廉な高齢者向け住宅や高齢者の入居を拒まない住宅が供給されるよう取り組みます。

**【具体的な取組】**

- 介護保険サービスに関して、社会福祉法人等が行う生計困難者に対する利用者負担額の軽減等の各種軽減措置に対し、市町村が行う助成等を支援します。
- 低所得者の入所を支援するため、経済的な理由等で在宅生活が困難な高齢者の受入先である軽費老人ホームに対し、利用料補助を行います。

## 8 災害に係る体制整備

災害発生時には、高齢者・障害者など「災害時要配慮者」が大きな被害を受ける危惧があります。

そこで、災害が発生した場合、県、市町村、関係団体等が協力し合いながら、災害時要配慮者の安全を確保するとともに、介護サービス等必要な支援が継続できるよう連携を推進します。

また、新たな施設の建設時や既存施設の建替時には、事業者に対して、災害発生を考慮した建築計画を立てさせるなど、入居者の安全確保に取り組みます。

### 【具体的な取組】

- 介護サービス事業者に対して、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うよう支援します。
- 介護サービス事業者に対して、各事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等を確認するよう促します。
- 災害発生時の福祉的ニーズに迅速に対応できるよう、平時から災害発生時の福祉的支援について協議する協議会形式のネットワークを運営します。
- ネットワークでは、災害時に福祉施設間で利用者の相互受入や応援職員の派遣を行うとともに、福祉の専門職チームである群馬県災害派遣福祉チーム（ぐんまDWA T）を避難所へ派遣します。
- 災害時に、介護サービス事業者が利用者に支援を実施するとともに、施設が福祉避難所として機能するよう、市町村と連携して取組を促進します。
- 施設の建築計画に関して、建設地が土砂災害や浸水被害の指定区域外となっているか、非常用自家発電設備を計画しているかなどを確認し、事業者に対して、災害発生時の入居者の安全確保に取り組むよう促します。

## 9 感染症対策に係る体制整備

今般、感染症については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえると、高齢者が罹患した場合、重症化する可能性が高いだけでなく、感染症が介護事業所や施設等で発生し、集団感染（クラスター）を引き起こす等して多大な被害が生じるおそれがあります。

そこで、日頃から介護事業所等と連携し、感染症の発生防止に努めるとともに、感染症発生時においてもサービスを継続することができるよう体制を整備しておくことが重要となります。

### 【具体的な取組】

- 介護サービス事業者に対して、訓練の実施や感染拡大防止策の職員への周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うよう支援します。



- 介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を図ります。
- 感染症発生時も含めた、県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備を進めます。
- 介護サービス事業者に対して、各事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に取り組むよう促します。
- 地域において、医療と介護の連携によって高齢者施設等における感染症の予防・対策を行うため仕組みづくりを支援します。
- 遠隔医療の普及促進に向けた取組を検討します。

## 10 介護給付費の適正化

高齢化の進行に伴い、要介護高齢者の増加、介護給付費の増大及び介護保険料の高騰が続く中、介護保険制度の円滑な運営を持続していくためには、介護給付の適正化を図っていく必要があります。

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことです。

介護給付の適正化の推進のため、「介護給付適正化の“3つの要（かなめ）”」を基本として、保険者が取り組むべき主要5事業と重点1事業の標準取組目標と優先度を定め、保険者（市町村）と県及び県国民健康保険団体連合会が一体となって、効果的な適正化事業に取り組み、実施率100%（全ての保険者において実施）を目指します。

### 【介護給付適正化の“3つの要（かなめ）”】

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアマネジメント等の適切化
- ③ 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

### 【保険者が取り組むべき主要5事業及び重点1事業の標準取組目標と優先度】

	主要5事業と重点1事業	標準取組目標	優先度
主要5事業	①要介護認定の適正化 (認定調査状況チェック)	・全委託先を対象 ・認定結果傾向分析	極めて高い
	②ケアプランの点検	・事業所の傾向分析 ・点検の実施 ・点検割合の増加	極めて高い
	③住宅改修・福祉用具の点検	・全件訪問等調査実施	高い
	④介護給付費通知	・効果が上がる工夫をして実施	高い
	⑤医療情報との突合・縦覧点検	・国民健康保険団体連合会委託の継続及び確実な過誤処理	極めて高い
重点1事業	①（国保連合会介護給付適正化システム） 給付実績の活用	・警告表示等の定期的な確認	高い

【県における具体的取組】

- 県内保険者における介護給付適正化事業の実施状況を毎年調査し、現状把握に務めるとともに、適宜個別にヒアリング等を行うことにより、適正化事業推進の阻害要因の分析を行います。
- 効率的・効果的な実践事例等の共有や、保険者への適切な情報提供及び情報交換を行うため、適正化担当者会議を開催します。
- 県内の介護給付等の傾向や比較分析等を行い、適宜、市町村に情報提供を行います。
- ケアプラン点検の実施を支援するため、市町村に専門職（主任介護支援専門員等）を派遣し、取組の結果を市町村に情報提供します。
- 要介護認定適正化のため、認定調査員等に対する研修会を実施します。
- 国民健康保険団体連合会と連携し、国保連合会介護給付適正化システムの操作方法や提供情報の活用方法についての研修会や情報交換会を実施します。
- すべての保険者が「医療情報との突合」及び「縦覧点検」を実施できるよう、適宜助言を行うとともに、共同実施することが効率的・効果的と考えられる取組について、国民健康保険団体連合会や保険者と検証します。

〔保険者が取り組むべき主要5事業及び重点1事業の実施保険者数と目標数〕

主要5事業と重点1事業			令和元年度 (2019) 実績	令和5年度 (2023) 目標	
主要 5 事業	①要介護認定の適正化	更新認定	31 / 34	35 / 35	
		変更認定	33 / 34	35 / 35	
	②ケアプランの点検		23 / 35	35 / 35	
	③住宅改修・ 福祉用具の点検	住宅改修点検	施工前後 (写真等による確認も含む)	35 / 35	35 / 35
			施工前後 (訪問調査を実施した場合のみ)	10 / 35	35 / 35
		福祉用具の点検	福祉用具購入点検	20 / 35	35 / 35
			福祉用具貸与点検	8 / 35	35 / 35
	④介護給付費通知		32 / 35	35 / 35	
	⑤医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合		34 / 35	35 / 35
		縦覧点検		35 / 35	35 / 35
重点 事業 1	①給付実績の活用 (医療情報との突合・縦覧点検を除く)		11 / 35	35 / 35	

資料：介護給付適正化実施状況調査（令和元年度は暫定値）